令和５年
6月9日 No.56

通信 みずかみ

水土里ネット（みどり）

〒944－0023
新潟県妙高市大字西条451番地
■発行：水上土地改良区

■TEL ： 0255－72－4319
■FAX ： 0255－72－4398
■有線 ： 2－2360
■Mail ：info@mizukamidokai.com

令和５年度 賦課金納入のお願い

令和５年４月１日現在で計算した 令和５年度の賦課金通知書を発送いたしました。
徴収期限及び口座振替日は以下の通りです。

徴収期限日 ：	令和 5 年 6 月 30 日（金）	
口座振替日※ ：	令和 5 年 6 月 30 日（金）	（えちご上越農協） ※ 口座振替手数料は土地改良区が負担

納入方法は、発送しました **賦課金通知書** に 口座振替手続き済み ・ 現金（振込） どちらかのハンコを押しておりますので、ご確認下さい。

◎ 口座振替手続き済みの方へ（えちご上越農協のみ）
6月30日の朝一番に引き落としとなるため、振替日前日までにお届け口座へのご入金、残高のご確認をお願いいたします。

◎ 現金で納入される方へ
窓口での現金支払いも可能です。お振込みの場合は、下記一覧の金融機関へお振込みをお願いいたします。

水上土地改良区 振込先 一覧

	金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 （フリガナ）
No.1	JAえちご上越	新井	普通	0147039	ミズカミトチカイリョウク 水上土地改良区 リジチョウ トウジョウ シゲル 理事長 東條 茂
No.2	JAえちご上越	板倉	普通	0229940	
No.3	第四北越銀行	新井	普通	0278839	
No.4	ゆうちょ銀行 記号 ： 11260 番号 ： 41301821 名義 ： ミズカミトチカイリョウク 水上土地改良区（**ゆうちょ間振込のみ**）				

◎ 振込手数料はご負担ください。

農地の権利移動・組合員の変更は土地改良区へお届けください。

① 農地を売買したとき
② 地目を変更しようとするとき
③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
④ 住所、振替口座名義を変更したとき

［ 注意 ］
※ 関川用水地区事業に伴い受益土地の制限がかかっていますが、やむを得ず農業以外の目的住宅・商業施設・駐車場等）に農地転用する予定の方も事前にご連絡ください。土地改良区から北陸農政局へ手続きを取ります。制限がかかっているため、個人や民間による農振除外・農地転用が認められません。

滞納延滞金は新組合員に継承されます。

土地改良区管内の農地を売買する時や組合員資格を交代するとき（相続含む）その農地に延滞賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納延滞金を支払う義務が生じます。［土地改良法第42条第1項 権利義務の継承］
農地の売買等の契約をされる際は、トラブルにならないよう当事者間で十分に話し合ってから滞納延滞金の清算をするようにお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽に土地改良区へご連絡下さい。

Tel （ 0255 ） 72 － 4319